

秩父別町農業委員会総会議事録（第9回）

開催年月日	平成30年10月16日		
開催場所	秩父別町役場農業委員会室		
開催時刻	12時45分		
出席委員	1番 吉田 光博君 2番 塩谷 雅則君 3番 高橋 裕治君 4番 植田 孝典君 5番 河瀬 晋 君	6番 片岡 洋一 君 7番 中村 純一君 8番 梶澤 雄大君 9番 高松 隆 君	11番 多田由紀博君 12番 川上 徳嗣君
欠席委員	10番 佐崎 雅俊君		
説明のため出席した者			
職務のため出席した者	事務局長 宮武 幸充 主 事 藤澤 詩織		
議事日程	1 議事録署名委員の指名 2 諸般の報告 農業委員会業務報告 3 議案第27号 農用地利用集積計画（所有権移転）について 4 議案第28号 農用地利用集積計画（利用権設定）について 5 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請（所有権移転）について 6 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請（使用貸借権設定）について		

宮武局長	<p>ただいまより平成30年第9回農業委員会総会を開催します。 (12:45開会)</p>
川上会長	<p>それでは、議事日程に従いまして議事を進めます。 日程1 秩父別町農業委員会会議規則13条第2項の規定により議事録署名委員の指名をいたします。7番中村委員、8番椛澤委員を指名いたします。 日程2 諸般の報告、1 農業委員会業務報告につきましては議案の中で報告されておりますのでお目通しを願います。 議案第27号 農用地利用集積計画(所有権移転)についてを議題といたします。 事務局長より説明させます。</p>
宮武局長	<p>議案書の3ページをご覧ください。 議案第27号 農用地利用集積計画(所有権移転)について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、秩父別町から決定を求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。 本日付け会長からの提案でございます。 番号20番 字秩父別 2046-27 2046-28 公簿 現況ともに田 地積 38,911 m²で、2046-29 公簿 現況ともに畑 地積 1,924 m² 移転を受ける者は、前段で説明のとおり、また別添調査資料書のとおり全ての要件を満たしているものと考えられます。 番号21番 字秩父別 2118-4 2118-5 2118-7 2118-8 2118-22 2118-106 2119-12 2119-13 公簿 現況ともに田 地積 41,440 m²で、移転を受ける者は、前段で説明のとおり、また別添調査資料書のとおり全ての要件を満たしているものと考えられます。 番号22番 字秩父別 2103-8 2103-10 2115-53 2115-54 公簿 現況ともに田 地積 39,901 m²で、1660-7 1660-17 公募 現況ともに畑 地積 1,110 m² 移転を受ける者は、前段で説明のとおり、また別添調査資料書のとおり全ての要件を満たしているものと考えられます。 説明は、以上です。</p>
川上会長	<p>ありがとうございました。 皆さんからの質問・意見を伺います。(委員からなしの声) 質問・意見がないようですので、お諮りします。議案第27号は原案どおり決定してよろしいでしょうか。(委員から異議なしの声) 賛成の方は、挙手願います。(全委員 挙手する) 議案第27号は、原案どおり決定いたします。 続きまして、議案第28号について、事務局長から説明させます。</p>

宮武局長	<p>議案書 4 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 28 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、秩父別町から決定を求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。 本日付け会長からの提案でございます。</p> <p>番号 20 番 字秩父別 2119-11 の一部 公簿 現況ともに田地積 2,700 m² 設定を受ける者は、前段で説明のとおり、5 年案件 また別添調査資料書のとおり全ての要件を満たしているものと考えられます。</p> <p>番号 21 番 字秩父別 2064-3 2064-8 2064-10 公簿 現況ともに田地積 12,315 m² 設定を受ける者は、前段で説明のとおり、3 年更新案件 また別添調査資料書のとおり全ての要件を満たしているものと考えられます。</p>
川上会長	<p>皆さんからの質問・意見を伺います。（委員からなしの声） 質問・意見がないようですので、お諮りします。議案第 28 号は原案どおり決定してよろしいでしょうか。（委員から異議なしの声） 賛成の方は、挙手願います。（全委員 挙手する） 議案第 28 号は、原案どおり決定いたします。 続きまして、議案第 28 号について、事務局長から説明させます。</p>
宮武局長	<p>議案書 5 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による許可申請（所有権移転）について 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請があったので、その可否を審議する。 本日付け会長からの提案でございます。 番号 5 番 字秩父別 2102-62 移転を受ける者は、前段での説明のとおり、また別添調査資料書のとおり全ての要件を満たしているものと考えられます。</p>
川上会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>皆さんからの質問・意見を伺います。（委員からなしの声） 質問・意見がないようですので、お諮りします。議案第 29 号は原案どおり決定してよろしいでしょうか。（委員から異議なしの声） 賛成の方は、挙手願います。（全委員 挙手する） 議案第 29 号は、原案どおり決定いたします。 続きまして、議案第 30 号について、事務局長から説明させます。</p>

宮武局長

議案書 6 ページをご覧ください。
議案第 30 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の使用貸借権設定並びに転用について、下記のとおり許可申請があったので、その可否を審議する。

本日付け会長からの提案でございます。

番号 1 番 字秩父別 2068-64 田 地積 606 m² 前段に説明したとおり農業後継者の住宅建設であります。転用目的 住宅建設 農地 1 種 期間許可の日から永久です。

問題はありませんこと説明させていただきます。

以上です。

川上会長

皆さんからの質問・意見を伺います。(委員からなしの声)

質問・意見がないようですので、お諮りします。議案第 30 号は原案どおり決定してよろしいでしょうか。(委員から異議なしの声)

賛成の方は、挙手願います。(全委員 挙手する)

議案第 30 号は、原案どおり決定いたします。

以上をもちまして、平成 30 年第 9 回農業委員会総会の全日程を終了いたします。

(13:30 閉会)

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

議 長 川 上 徳 嗣

7 番 中 村 純 一

8 番 椀 澤 雄 大

--	--

--	--